

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第3区分
 【発行日】令和6年8月28日(2024.8.28)

【国際公開番号】WO2023/195156
 【出願番号】特願2024-513666(P2024-513666)

【国際特許分類】
 F 2 4 H 9 / 0 0 (2 0 2 2 . 0 1)

【 F I 】
 F 2 4 H 9 / 0 0 E

10

【手続補正書】
 【提出日】令和6年6月13日(2024.6.13)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0007
 【補正方法】変更

【補正の内容】
 【0007】

本開示に係る貯湯タンクは、液体を貯留するタンク本体と、タンク本体を覆う複数の断熱材と、複数の断熱材のうち、隣接する断熱材の間の隙間を被覆するテープと、を備え、テープは、隣接する断熱材の端と重なるように貼付され、テープの長辺方向において、隣接する断熱材の一方とテープ、及び隣接する断熱材の他方とテープが、それぞれ連続して密着しており、テープの短辺方向の両端に粘着層が設けられており、テープの短辺方向の中央に粘着層が設けられていないものである。

20

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体を貯留するタンク本体と、
 前記タンク本体を覆う複数の断熱材と、
 前記複数の断熱材のうち、隣接する断熱材の間の隙間を被覆するテープと、を備え、
 前記テープは、
 前記隣接する断熱材の端と重なるように貼付され、
 前記テープの長辺方向において、前記隣接する断熱材の一方と前記テープ、及び前記隣接する断熱材の他方と前記テープが、それぞれ連続して密着しており、
前記テープの短辺方向の両端に粘着層が設けられており、
前記テープの短辺方向の中央に前記粘着層が設けられていない貯湯タンク。

40

【請求項2】

液体を貯留するタンク本体と、
前記タンク本体を覆う複数の断熱材と、
前記複数の断熱材のうち、隣接する断熱材の間の隙間を被覆するテープと、を備え、
前記テープは、
前記隣接する断熱材の端と重なるように貼付され、
前記テープの長辺方向において、前記隣接する断熱材の一方と前記テープ、及び前記隣接する断熱材の他方と前記テープが、それぞれ連続して密着しており、
前記テープは、熱収縮性を有する材質で構成される貯湯タンク。

50

【請求項 3】

前記複数の断熱材は、
前記タンク本体の底面を覆う下部断熱材と、
前記タンク本体の側面を覆う側部断熱材と、
前記タンク本体の天面を覆う上部断熱材と、からなり、
前記隣接する断熱材は、前記下部断熱材と前記側部断熱材、又は前記上部断熱材と前記側部断熱材である請求項 1 又は 2 に記載の貯湯タンク。

【請求項 4】

前記テープの短辺方向の幅は前記隙間の幅の 3 倍以上である請求項 1 又は 2 に記載の貯湯タンク。

10

【請求項 5】

前記テープは、柔軟性を有する材質で構成される、又は薄く構成される請求項 1 又は 2 に記載の貯湯タンク。

【請求項 6】

前記テープは、伸張性を有する材質で構成される請求項 1 又は 2 に記載の貯湯タンク。

【請求項 7】

前記テープは、前記テープが重ねて貼付された重複領域を有する請求項 1 又は 2 に記載の貯湯タンク。

【請求項 8】

前記複数の断熱材は、前記隣接する断熱材を嵌合するための嵌合部を有し、

前記重複領域は、前記嵌合部を被覆する請求項 7 に記載の貯湯タンク。

20

【請求項 9】

前記隣接する断熱材の少なくとも何れか一方は、前記テープの貼付位置を示すガイド部を有する請求項 1 又は 2 に記載の貯湯タンク。

30

40

50